

千葉県条例第66号

千葉県水道給水条例の一部を改正する条例

千葉県水道給水条例（昭和50年千葉県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(工事の施行等)</p> <p>第8条 給水装置工事の設計及び施行は、市長又は市長が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定により指定した者（法第25条の3の2の規定により指定の効力が失われた者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。</p> <p>2 指定給水装置工事事業者</p> <p>が給水装置工事を施行する場合は、給水装置工事の着手前に市長の設計審査及び材料検査を受け、かつ、給水装置工事の完了後に市長の給水装置工事の完了検査を受けなければならない。</p> <p>3 指定給水装置工事事業者</p> <p>は、給水装置について修繕に係る工事をしたときは、直ちに市長に報告しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 第1項から第3項までに定めるもののほか、指定給水装置工事事業者 に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> | <p>(工事の施行等)</p> <p>第8条 給水装置工事の設計及び施行は、市長又は市長が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の規定により指定した者（法第25条の3の2の規定により指定の効力が失われた者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行う。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の規定により指定した者（法第25条の3の2の規定により指定の効力が失われた者を除く。以下「市外給水装置工事事業者」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 指定給水装置工事事業者 <u>又は他の市町村長若しくは市外給水装置工事事業者（前項ただし書の規定により施行する場合に限る。以下同じ。）</u>が給水装置工事を施行する場合は、給水装置工事の着手前に市長の設計審査及び材料検査を受け、かつ、給水装置工事の完了後に市長の給水装置工事の完了検査を受けなければならない。</p> <p>3 指定給水装置工事事業者 <u>又は他の市町村長若しくは市外給水装置工事事業者</u>は、給水装置について修繕に係る工事をしたときは、直ちに市長に報告しなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 第1項から第3項までに定めるもののほか、指定給水装置工事事業者、<u>他の市町村長及び市外給水装置工事事業者</u>に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> |

(給水装置の構造及び材質等)

第9条 [略]

2 市長は、給水を受ける者の給水装置が市長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし

、軽微な

給水装置工事に係るものであるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

3・4 [略]

別表第1

| 給水装置 | 用途 | 料金 | |
|--------|-----|------------------------------------|--|
| | | 基本料金 | 従量料金 |
| 専用給水装置 | 一般用 | 口径13ミリメートル <u>380円</u> | 使用水量1立方メートルから10立方メートルまでの1立方メートルについて <u>57円</u> |
| | | 口径20ミリメートル <u>890円</u> | 使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの1立方メートルについて <u>150円</u> |
| | | 口径25ミリメートル <u>1,590円</u> | 使用水量20立方メートルを超え40立方メートルまでの1立方メートルについて <u>244円</u> |

(給水装置の構造及び材質等)

第9条 [略]

2 市長は、給水を受ける者の給水装置が市長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、**他の市町村長若しくは市外給水装置工**

事事業者の施行した給水装置工事に係るものであるとき、軽微な

給水装置工事に係るものであるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

3・4 [略]

別表第1

| 給水装置 | 用途 | 料金 | |
|--------|-----|------------------------------------|--|
| | | 基本料金 | 従量料金 |
| 専用給水装置 | 一般用 | 口径13ミリメートル <u>470円</u> | 使用水量1立方メートルから10立方メートルまでの1立方メートルについて <u>67円</u> |
| | | 口径20ミリメートル <u>1,103円</u> | 使用水量10立方メートルを超え20立方メートルまでの1立方メートルについて <u>175円</u> |
| | | 口径25ミリメートル <u>1,970円</u> | 使用水量20立方メートルを超え40立方メートルまでの1立方メートルについて <u>285円</u> |

| | | | | | | | |
|----------------|-------------|---|---|----------------|-------------|---|---|
| | | <p>口径40ミリメートル <u>6,350円</u></p> <p>口径50ミリメートル <u>14,400円</u></p> <p>口径75ミリメートル <u>33,100円</u></p> <p>口径100ミリメートル 以上 市長が別に定める 額</p> | <p>使用水量40立方メートル を超え100立方メートル までの1立方メートル について <u>326円</u></p> <p>使用水量100立方メートル を超え500立方メートル までの1立方メートル について <u>404円</u></p> <p>使用水量500立方メートル を超える1立方メートル について <u>441円</u></p> | | | <p>口径40ミリメートル <u>7,866円</u></p> <p>口径50ミリメートル <u>17,837円</u></p> <p>口径75ミリメートル <u>41,001円</u></p> <p>口径100ミリメートル 以上 市長が別に定める 額</p> | <p>使用水量40立方メートル を超え100立方メートル までの1立方メートル について <u>380円</u></p> <p>使用水量100立方メートル を超え500立方メートル までの1立方メートル について <u>471円</u></p> <p>使用水量500立方メートル を超える1立方メートル について <u>514円</u></p> |
| 共用 給水 装置 | 一 般 用 | | <p>使用水量1立方メートル について <u>57円</u></p> | 共用 給水 装置 | 一 般 用 | | <p>使用水量1立方メートル について <u>67円</u></p> |
| 備考 [略] | | | | 備考 [略] | | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項から第3項まで及び第5項並びに第9条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、給水装置の使用期間が施行日前から引き続いている給水装置の使用者に係る施行日以後最初に千葉市水道給水条例第30条の規定に基づき算定する水道料金は、使用水量を日々均等に使用したものとみなして、日割によって計算する。
- 4 前項の規定により算定した水道料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。